

令和 8 年第 8 回ひたちなか市
教 育 委 員 会 6 月 定 例 会

日 時 令和 8 年 6 月 3 0 日（火）
午後 4 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分
場 所 市役所第 3 分庁舎 防災会議室 3

次 第

1 開 会

2 教育長のあいさつ及び開会の宣告

3 議案審議等

- （1）報 告 第 1 号 ひたちなか市教育課題横断調整会議設置要項の制定について
- （2）報 告 第 2 号 臨時代理の報告について（ひたちなか市立学校の学校歯科医の委嘱について）
- （3）報 告 第 3 号 臨時代理の報告について（ひたちなか市立東石川小学校校長の任命の内申について）
- （4）議案第 1 9 号 那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について
- （5）議案第 2 0 号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱について

4 その他

- （1）6 月定例市議会における教育委員会関係事項について

5 閉 会

ひたちなか市教育課題横断調整会議設置要項

(設置)

第1条 本市における教育課題の複雑化及び多様化に対応し、教育委員会事務局内各課や関係機関等の連携を強化するとともに、横断的、機動的かつ柔軟な視点から教育課題の早期把握、論点整理、重点化その他必要な調整を行うため、ひたちなか市教育課題横断調整会議（以下「横断調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 横断調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育課題の情報共有及び意見交換に関すること。
- (2) 教育課題の把握、整理及び論点抽出に関すること。
- (3) 教育課題に対する関係課等の役割整理及び連携調整に関すること。
- (4) 教育課題のうち重点的に検討を要する事項に係る調査、分析及び対応方針に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、横断調整会議の運営上必要な事項に関すること。

(会議)

第3条 横断調整会議は、次に掲げる部会をもって構成する。

(1) 自由討議部会

- ア 教育課題について幅広い意見交換及び情報共有を行い、論点の把握及び課題の可視化を行う。
- イ 協議した教育課題は、構成員の意見を踏まえ、教育政策課長が重点化の要否を整理し、必要に応じて重点課題検討部会に引き継ぐものとする。

(2) 重点課題検討部会

- ア 自由討議部会において整理された教育課題のうち重点的に検討を要する事項及び教育長が指定する教育課題については、期間を定めて、調査、分析及び対応方針の検討を行う。
- イ 教育委員会事務局内の連携調整及び総合調整を行い、横断的に教育課題の解決に当たる。
- ウ 協議した方針等は、適宜、教育長及び教育部長に報告するものとする。
- エ 重点課題検討部会において整理した事項のうち、必要に応じて教育課題検討会（ひたちなか市教育課題検討会設置要綱（平成23年教委訓令第2号）第1項に規定する教育課題検討会をいう。）に付議し、協議又は提言整理を行うものとする。

2 教育政策課長は、次条に定める構成員の提案を踏まえ、検討課題の内容に応じて前項の各部会を複数設置し、又は統合し、機動的かつ柔軟に運営するものとする。

3 教育長又は教育部長は、横断調整会議の運営状況について、報告を受け、若しくは求め、又は必要に応じて助言を行うものとする。

(構成)

第4条 横断調整会議は、教育委員会事務局の職員をもって構成する。

2 構成員は、課長級以下の職員を基本とする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 各部会の構成員は、検討事項の内容に応じ、教育政策課長が選定し、又は所属長と調整するものとする。

(関係者の協力)

第5条 横断調整会議は、必要に応じて、市立学校の教職員、校長会、教頭会その他関係者の協力を得て、意見を聴取し、又は参加を求めることができる。

(部会長等)

第6条 横断調整会議に部会長、副部会長及び書記（以下「役員」という。）を置き、構成員の互選により定める。ただし、教育政策課長は、調整する事案に応じ、部会長を指名することができる。

- 2 役員の役割は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、構成員を統括し部会の運営に当たり、会議を招集し会議の進行を行う。

(2) 副部会長は、部会長を補佐するとともに、他の部会との調整を担い、部会長が不在時はこれに代わり職務を行い、書記とともに議事の作成に当たる。

(3) 書記は、協議した議事の内容をまとめ、部会長及び副部会長とともに、報告を行う。

(統括)

第7条 教育政策課長は、横断調整会議の統括として、円滑な運営、進行管理並びに各部会間及び関係課等との調整に当たるとともに、重点課題の内容に応じ、教育長及び教育部長に報告の上、教育委員会へ報告、協議又は議決等として上程する事項の整理を行うものとする。

- 2 教育政策課員は、横断調整会議の運営及び役員を支援する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

- 2 この要項に定めるもののほか横断調整会議の運営に関し必要な事項は、教育政策課長が別に定める。

この要項は、令和8年6月25日から施行する。

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
1	山田 恵子 議員	【4 小中義務教育学校の熱中症対策について】 (1) 給水支援の対応と給水スポットの設置について ・本市での熱中症対策における、水の給水支援の対応・対策について伺う。 ・学校体育館においては、授業の他、部活動や災害時の避難所になっていることを踏まえ、給水スポット設置等の実証事業を進めてはどうか。見解を伺う。	・近年の気温上昇を踏まえ、熱中症予防として各学校で水筒持参を推奨し、給水タイムの設定や体育・休み時間の水分補給を促している。水筒だけでは足りない場合は、水道水補充やペットボトル持参も認めている。さらに保護者へ注意喚起も行い、警戒アラート時は活動中止や下校時刻の変更などの対策を講じている。 ・給水スポットは意義は認めつつ、施設・コスト面の課題から現時点では設置せず、先行事例を調査研究する。	学校管理課
2	安 のり子 議員	【1 ラーケーションについて】 (1) 本市におけるラーケーションの利用状況及び実施状況 ・制度開始から現在までの実績、制度の目的	(1) 昨年度のラーケーション取得件数は6,687件、取得率は42.2%で県平均の34%を上回り、定着が進む。 ・サバイバルキャンプ、古都巡り、万博や工場見学、きょうだい大会の応援など。	指導課
3		(2) 家庭環境による利用格差 ・平日の休暇が困難な家庭では、本制度の利用が困難 ・経験格差につながるのではないかと。	(2) 休日に子どもと保護者が触れ合い、体験を通じて学ぶことを支援。また家庭で将来を話し合う時間の確保も目的。 ・制度の趣旨は着実に実現していると認識。	指導課
4		(3) 多様な体験や学びの機会を保障していくための今後の取組 ・多様な体験の機会を作るためにどの取り組み	(3) 夏季休暇中の「キャリア探検ラリー」を推進し、報道機関等の新規追加を含む66事業所の協力を確保。 ・パンフレット等を通じたラーケーション取得率向上への継続的な取り組みを強化。	指導課
5	安 次男 議員	【2 虎塚古墳及び十五郎穴横穴群の国指定後の展開と今後の活用構想について】 (1) 国指定後の調査状況と計画づくりの進捗について ・計画は策定中又は策定済みなのかを伺う	(1) 国指定後の調査状況と計画づくりの進捗 ・測量調査は既に実施済 ・保存活用計画の進捗: 策定委員会を設置し、R7年度に計画策定に着手。 ・十五郎穴横穴群・虎塚古墳それぞれの特性を踏まえつつ整備の方向性を検討する。	教育政策課 文化財室
6		(2) 今後の整備スケジュールと公開・活用の見通しについて ・どのような工程で進めていくのか伺う	(2) 今後の整備スケジュールと公開・活用の見通し ・令和9年度に保存活用計画の策定を完了予定。 ・その後、整備計画を策定予定。公開の手法や活用方法、周辺整備などは整備計画で方針を検討。	教育政策課 文化財室
7		(3) 歴史資源を活かした観光振興・地域活性化の構想と、今後の体制について ・歴史資源をどう活かしていくのか伺う ・文化財の保護と活用を進める組織体制について伺う	(3) 歴史資源を活かした観光振興・地域活性化の構想と、今後の体制 (歴史資源の活用) ・文化財の保存を最優先。価値を損なわない範囲で活用を図る。 ・虎塚古墳: 石室の保存状態を維持しつつ公開中。観光振興に寄与している。 ・十五郎穴横穴群: 岩盤のよろさに配慮、保存を第一に。二つの史跡の一体的な活用を図る。 ・観光振興や郷土愛の醸成、シビックプライドの醸成にもつながる。 (教育活動への取組み) ・児童生徒の虎塚古墳観覧料の減免措置。令和7年度からは教職員向けに無料観覧券を配布。 ・新任教職員研修を埋蔵文化財調査センターで実施(R8年度)。文化財への理解を深める。 ・「ふるさと体験プログラム」(令和8年度～)では虎塚古墳・十五郎穴横穴群を1テーマとし地元の自然や史跡の体験的な学びを推進。 (組織体制の強化) ・考古学や保存科学の専門家から、学術的見地での意見・助言をいただいている。 ・埋蔵文化財調査センターには学芸員を配置。各事業の立案や助言を受けている。 ・貴重な史跡を適切な状態で後世に引き継ぐため、専門家の助言を受け進めていく。	教育政策課 文化財室

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
8	安 次男 議員	【4 避難所となる学校体育館の環境改善について】 (1) 学校体育館の空調整備について ・学校体育館への空調整備計画について伺う。 ・整備の優先順位について伺う。 ・国の交付金の活用可能性を伺う。 ・今後のスケジュール感を伺う。	・学校体育館は空間が広く、空調整備には高機能設備や受変電設備の増強、断熱改修が必要で整備費は高額となり、電気代等の維持管理費も伴う。また、校舎の老朽化対策を優先する必要があるため、現時点では体育館への空調設置には至っていない。 ・一方、暑さ対策として、各小・中学校体育館に気化式冷風機を設置し、授業や行事、部活動時の熱中症リスク軽減を図る。また、災害時は空調のある教室も活用し、避難者の健康確保に努める。	学校管理課
9	海野 富男 議員	【3 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等について】 (1) 学校部活動について	(1) 本市では国方針と市議会提言に基づき、地域クラブ活動推進室を設置し、休日の部活動を原則廃止。公式大会等のため、月1回休日部活動を許可し、生徒の健康確保に配慮し適正な活動時間範囲内で運用。	指導課 地域クラブ推進室
10		(2) 新たな地域クラブ活動について	(2) 現在20種目60団体が設置され、月2団体のペースで増加。従来の部活動にない種目を含む広域型クラブも存在し、生徒選択の幅が拡大中。	指導課 地域クラブ推進室
11		(3) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について	(3) 認定制度を導入し安全確保措置を講じ、施設貸出や情報公開を実施。補助金活用で経済困難家庭支援や認定クラブ活動費支援準備を推進中。	指導課 地域クラブ推進室
12		(4) 大会等の在り方の見直しについて	(4) 原則として中体連主催の公式大会に参加可能だが、種目によって参加要件に制約がある場合あり。 ・地域クラブが参加しやすくなるよう、クラブの大会運営参画拡大を目指す取り組みを推進。 ・中体連など主催団体に対し、地域クラブの大会参加を促進するよう積極的に働きかけ予定。	指導課 地域クラブ推進室
13	大内 聖仁 議員	【1 部活動地域展開について】 (1) 地域クラブの現状	(1) 現状 ・本市では、休日部活動に代わり地域クラブ活動を導入。現在20種目60団体が設立され、月2団体のペースで増加。認定制度で指導者研修や安全確保を推進し、施設貸出や情報公開、市外生徒参加などにより選択肢を拡大。 ・経済的困窮家庭を対象に、国補助金を活用した参加費支援制度を整備。対象家庭に個別案内を予定し、多様な層の参加を促進。	指導課 地域クラブ推進室
14		(2) 地域クラブの課題 ・学校用具を使用できない。 ・市外クラブ参加生徒による人材流出	(2) 課題 ・認定クラブに中学校体育施設を提供し、振替利用の調整を実施。消耗品はクラブ負担だが、大型備品は学校で使用を支援予定。 ・陸上競技など複数種目に対応する運営団体が不足している課題に対し、既存クラブや競技関係者に協力を要請し、多様な種目のクラブを確保するための働きかけを継続。 ・地域クラブ加入者の大会参加が種目によって制約があるため、参加要件の緩和や大会運営へのクラブ参画拡大について、中体連等の主催団体への働きかけを実施する方針。 ・制約緩和を通じ、地域クラブが公式大会に参加しやすくなる仕組みづくりを進める。	指導課 地域クラブ推進室

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
15	弓削 仁一 議員	【3 部活動地域展開について】 (1) 平日の活動状況 ・学校ごと(部活動の) 差	(1) 平日の活動状況 ・本市では、休日部活動の代替として地域クラブ活動を開始し、平日の学校で週3日の部活動は継続。柔道、剣道、サッカーなど一部クラブは平日活動を開始。新設クラブは模索中。 ・地域クラブは認定制度により安全な活動環境を確保しつつ運営。現在20種目60団体に増加し、6種目が部活動では未経験だったもの。広域参加もあり、多様性の拡充を目指す。 ・多種多様なクラブを確保し、生徒がより多くの選択肢を持てるよう、活動の幅を広げる努力を継続中。	指導課 地域クラブ推進室
16		(2) 休日の活動状況 ・地域展開による各立場への影響 (生徒・家庭・学校・教育委員会)	(2) 休日の活動状況 ・地域クラブへの展開により、種目・クラブ・指導者の選択が広がり、休日の過ごし方が多様化(習い事探究活動、休養日としての選択も可能)。ただし参加費用や送迎が必要な場合がある。 ・地域クラブの活用により、専門種目指導の充実や教職員の負担軽減が進む(特定競技の経験がない教職員の専門外指導が減少)。 ・教育委員会はクラブ認定や施設調整を実施。地域全体で子どもを育てる環境整備が進んでおり、スポーツ・文化芸術活動の基盤が発展中。	指導課 地域クラブ推進室
17		(3) 今後の取組と課題	(3) 今後の取組と課題 ・雨天や指導者の都合で活動ができない問題に対し、市が学校施設の振替利用を調整し、6月から運用開始。 ・複数種目に対応する受け入れ団体がない競技(例:陸上競技)について、既存クラブや関係者に協力を呼びかけ、新種目のクラブ確保を推進。 ・地域クラブの公式大会参加に制約がある種目が存在。地域クラブが参加しやすくなるよう、中体連など主催団体への働きかけや大会運営への参画拡大を図る。	指導課 地域クラブ推進室
18	清水 健司 議員	【2 教育現場における熱中症対策について】 (1) 小中学校体育館における熱中症対策について ・気化式冷風機は、熱中症対策としてどの程度の効果があるのか ・気化式冷風機の導入時期の見通しは ・学校体育館への空調整備導入の必要性について	・気化式冷風機は、水の気化熱を利用して冷やした涼しい風を約12メートル先まで送ることができる装置で、各小・中学校体育館に2台ずつ、美乃浜学園には4台を8月上旬を目途に設置する。設置後は総合防災訓練で稼働させ、災害時や授業、学校行事、部活動など日常の暑さ対策として熱中症等リスクの軽減を図る。 ・一方、体育館への空調設備設置は整備費用や維持管理コスト、校舎の老朽化対策を優先する必要から現時点では行わず、今後は気化式冷風機の活用や休憩・水分補給、授業振替等により児童生徒の体調管理を徹底し、避難所開設時は空調設備のある教室を活用する。	学校管理課
19		(2) 教育活動及び登下校時における熱中症対策について ・夏の登校時の熱中症対策 ・登下校時の服装に対する指導	(2) 高温が春や秋にも常態化しており、教育活動や登下校時の熱中症対策が重要。 ・全ての中学校・義務教育学校で半袖やハーフパンツでの通学を認め、水筒持参による水分補給を指導。 ・衣替え期間にこだわらず、生徒が気温や体調に合わせて学校指定服を選択可能に。儀式的場ではTPOに合わせる指導を実施。 ・気温や体調に応じた服装選択を自ら判断できる生徒の育成を目指す。 ・安全配慮を最優先にした柔軟な服装運用を各学校へ周知し、熱中症予防を徹底する。	指導課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
20	清水 健司 議員	【3 学校部活動の地域展開について】 (1)現状と課題及び今後の方針について ・休日部活動の機会喪失による生徒モチベーション低下の印象 ・月1回大会参加の制限緩和 ・平日の地域展開の見直し	(1)現状と課題・今後の方針 ・国の方針，市議会提言を受け，本市は地域クラブ活動推進室を設置し，4月から休日の部活動に代わる地域クラブ活動が開始された。 ・安全環境確保のため，指導者研修義務化，複数指導体制，体罰防止対策を要件としたクラブ認定・準認定制度を設けている。 ・認定クラブへの活動費支援制度や経済的困窮家庭への参加費補助を準備中。また，学校体育施設の貸出や公式サイトへのクラブ情報掲載を実施。 ・基本的に休日は部活動を行わず地域クラブを推奨。大会やコンクール参加のため，月1回休日部活動実施を認めるとともに健康確保を考慮し柔軟に設定。 ・平日の地域クラブ活動のケースを模索し，国や先行自治体の事例検証を参考にしながら研究を進めている。	指導課 地域クラブ推進室
21		(2)認定・準認定地域クラブの登録状況及び活動状況等について ・地域クラブの種目偏り・地域偏在 ・活動場所の確保，用具の準備	(2)地域クラブの登録状況 ・国の方針，市議会提言を受け，本市は地域クラブ活動推進室を設置し，4月から休日の部活動に代わる地域クラブ活動が開始された。 ・安全環境確保のため，指導者研修義務化，複数指導体制，体罰防止対策を要件としたクラブ認定・準認定制度を設けている。 ・認定クラブへの活動費支援制度や経済的困窮家庭への参加費補助を準備中。また，学校体育施設の貸出や公式サイトへのクラブ情報掲載を実施。 ・基本的に休日は部活動を行わず地域クラブを推奨。大会やコンクール参加のため，月1回休日部活動実施を認めるとともに健康確保を考慮し柔軟に設定。 ・平日の地域クラブ活動のケースを模索し，国や先行自治体の事例検証を参考にしながら研究を進めている。	指導課 地域クラブ推進室
22	井坂 章 議員	【2 教育行政について】 (1)充実した教育現場と安全確保 ①中学校部活動の地域展開 ②指導者の発掘と確保，県との連携 ③市内中学校の部活動におけるバスの運用 ④冷水機（ウォータークーラー）等の設置について ・体育館における運動では子供たちの発汗と水分の補給が大事と考える。そこで冷水器の設置が有効である。設置の必要性について考えを伺う。	①地域展開について ・市議会提言を踏まえ地域クラブ活動推進室を設置し，4月から休日の部活動を地域クラブ活動へ移行。 ・地域クラブは現在20種目60団体に増加。4月以降毎月2団体ずつ設立されており，6種目は部活動未経験のもの。 ・クラブ活動は市内外の生徒が参加可能であり，広域的な展開が進む。 ・基本的に休日部活動は禁止し，地域クラブ加入を推奨。ただし，大会参加のため月1回休日部活動を許可。 ・平日の地域クラブ活動の導入事例や国・自治体の検証を参考にしながら研究を進行。生徒の選択肢を広げるため，多様な種目の地域クラブのさらなる設立を目指す。 ②指導者発掘と確保・県との連携 ・指導者登録，研修受講，複数人指導体制が確保されていることを地域クラブ認定条件として設定。 ・認定申請時に指導者名簿を提出する仕組みがあり，現時点で指導者不足の報告はなし。 ・クラブ設立相談があった場合は，茨城県の人材バンクと連携し指導者紹介等を支援予定。 ・学校体育施設の貸出や，市公式サイトへのクラブ情報掲載を実施。国の補助金を活用し，経済的困窮家庭への参加費支援や認定クラブへの活動費助成制度を進行中。 ③部活動遠征時のバス利用 ・部活動遠征時にはバスやタクシーの貸し切りをバス事業者に運行委託。 ・2023年5月19日にスポーツ庁発出「遠征等における安全確保通知」に基づいて対応。 ・市内中学校へ改めて周知し，安全管理を徹底して実施。 ④冷水機（ウォータークーラー）等の設置 ・冷水機（ウォータークーラー）等の設置は，マイボトルの利用促進やプラスチックごみの削減など，SDGsや環境教育の観点から有意義なものと認識している。 ・学校への設置については，設置場所の選定，電源や給排水設備の整備，衛生管理の徹底など施設面の課題があり，維持管理や定期的なメンテナンス費用などコスト面の検討も必要である。 ・このため，現時点では設置は考えていない。熱中症予防としては，水筒持参を推奨し，給水タイムの設定や水道水の補充，ペットボトル持参を認めるとともに，小まめな水分補給を促し，児童生徒が健康で安全に活動できるよう努めていく。	指導課 地域クラブ推進室